

うどん県で働こうプロジェクト推進協議会外部評価委員会規程

平成 29 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、うどん県で働こうプロジェクト推進協議会外部評価委員会（以下「評価委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 評価委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業」(以下「COC+事業」という。)の実施状況と目標達成状況に関すること。
- (2) その他 COC+事業の点検・評価・助言に関すること。

(組織)

第 3 条 評価委員会は、うどん県で働こうプロジェクト推進協議会（以下「協議会」という。）が指名する学外の有識者をもって組織する。

- 2 前項の委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 評価委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、評価委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第 5 条 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。ただし、やむを得ず欠席する委員から書面による委任をされた者を委員代理として出席委員とみなす場合は、この限りではない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第 6 条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を評価委員会に出席させ、説明または意見を聴くことができる。

(審査結果の報告)

第 7 条 委員長は、評価委員会における評価の審査結果を速やかに協議会に報告しなければならない。

(事務)

第8条 評価委員会に関する事務は、香川大学学術・地域連携推進室地域・産学官連携推進グループにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、評価委員会が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年3月31日から施行する。
- 2 この規程施行後最初の任命に係る第3条第1項の委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成30年6月8日から施行し、平成30年4月1日から適用する。